

学校施設使用料の還付の手続について

学校施設使用料未使用分(※1)は、原則次回予約時への振替申請をお願いしています。
ただし、振替申請時期が翌年度になる場合(※2)や次回の利用予定がない方は、未使用分の使用料金を還付いたします。詳しくは下記の還付手続方法をご確認ください。

※1 「未使用」とは①雨天中止、②学校都合でのキャンセル、③使用者が使用日10日前までに使用の取り止めを学校に申し出ている場合のことを指します。

※2 銀行への納付時期により年度(4月から翌年3月まで)の判定を行います。

(例) 1月未使用分(12月納付分)を振替申請する場合

振替対象	振替可否
4月使用分(3月納付分)への振替申請	振替可能
5月使用分(4月納付分)への振替申請	振替不可(還付対象)

《還付するために必要な書類》

No.	提出書類	部数	備考
1	品川区立学校施設使用料 返還申請書兼請求書	1枚	記入例(別紙1)をご確認ください。
2	支払金口座振替依頼書	1枚	記入例(別紙2)をご確認ください。
3	納入通知書兼領収書	1回分 ずつ	金融機関に支払手続をした際に使用した 細長い紙です。
4	品川区立学校施設使用承認書	1回分 ずつ	承認書の空いている場所にキャンセル申 請日・キャンセル理由をご記入ください。

※ 領収書や使用承認書を紛失した場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

※ 令和6年2月1日から書類への押印が「必須」から「任意」の扱いに変更になります。

《提出場所・問い合わせ先》

スポーツ推進課地域スポーツ推進係 Tel: 03-5742-6838 FAX: 03-5742-6585

〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所第二庁舎6階

※ 郵送での受付も行いますが、書類に不備があった場合、書類を再提出していただく場合があります。また、日中連絡のとれる連絡先(電話)を必ずご記入ください。